

司法院釈字第 558 号（2003 年 4 月 18 日）*

争 点

人民の出入国を許可制とする国家安全法第三条第一項の規定は、憲法第二三条の比例原則に違反して人民の出入国の自由を侵害するかいなか。

（國家安全法第三條第一項規定之人民出入國許可制，是否違反憲法第二十三條之比例原則而侵害人民出入國之自由？）

キーワード

出入国（入出境）、許可、比例原則、移住の自由（遷徙自由）、旅行の自由（旅行自由）

解釈文：憲法第一〇条は、人が居住や移住の自由を有することを定めている。その趣旨は、人が出入国を含む住所、移住や旅行を自由に決定する権利を有することの保障にある。人は、国家を構成する要素の一つである。したがって、国家は、国民をその領土区域外に斥けてはならない。台湾地域に住所を設けて戸籍を有する国民は、許可を待つことなく、いつでも自国に戻ることができる

。とはいっても、国家安全や社会秩序を確保するためには、人の出入国の権利は、制限されなければならないものではない。しかしながら、憲法第二三条の比例原則に合致しなければならず、かつ法律でこれを定めなければならない。

動員戡乱（反乱掃討）時期国家安全法は、戒厳を解除する際に制定されたのもである。その第三条第二項第二号は、当時の国家情

*翻訳者：簡玉聰

勢に応じて制定され、動員戡乱（反乱掃討）時期に適用されるものであり、憲法に抵触するものではない（本院釈字第 265 号解釈）。しかしながら、中華民国八一年に改正された国家安全法の第三条第一項は、なおひろく人民の出入国が主務機関の許可をえなければならぬとしており、国民が台湾地域に住所を設け戸籍を有するか否かを区別せず、すべて許可がなければ入国できないとして、しかも許可なしで入国した者に刑罰の制裁を科している（同法第六条参照）。これは、憲法第二三条に定められる比例原則に違反し隨時に自国に戻れる国民の自由を侵害するものである。前掲の国家安全法の規定について、前述の解釈趣旨に合致しない部分は、立法機関が裁量権限に基づき、もっぱら出入のために制定された法律の関連規定が施行されたときから、適用されてはならない。

解釈理由書：本件は、台湾高等法院が事案を審理する際に適用される国家安全法第三条第一項「人民の出入国は、内政部警政署

入出境管理局の許可を申請しなければならない。許可を得ていない者は、出入国してはならない」との規定に憲法違反の疑義があると認められ本院に解釈を申し立てられたものである。前述の規定に違反した者は、同法第六条第一項の規定により 3 年以下の禁錮、懲役又新台灣元 9 万元以下の罰金に処し又は併罰する。この处罚条項は、裁判所の裁判において重要性を持ち憲法解釈の客体とされることができる。この点はあらかじめ説明しておく。

憲法第一〇条は、人民が居住や移住の自由を有することを定めている。その趣旨は、人民が出入国を含む住所、移住や旅行を自由に決定する権利を有することの保障にある。人民は、国家を構成する要素の一つである。したがって、国家は、国民をその領土区域外に斥けてはならない。台湾地域に住所を設けて戸籍を有する国民は、許可を待つことなく、いつでも自国に戻ることができる。とはいへ、国家安全や社会秩序を確保するためには、人民の出入国の権

利は、制限されなければならないものではない。しかしながら、憲法第23条の比例原則に合致しなければならず、かつ法律でこれを定めなければならない。こうしてはじめて人民の権利を保障する憲法の趣旨に合致する。本院の釈字第454号解釈はすなわちこの趣旨に基づいたものである。現行憲法増修条文第一一条は、自由地域と大陸地域の間における人民の権利義務関係及びその他の事務の処理については法律で特別な規定を設けることができると定めている。したがって、台湾地域への大陸地域の人民の入国に制限を設けることは、前述の憲法の趣旨に合致する（本院釈字第497号解釈を参照）。外国に居住し中華民国の国籍を有する国民は、台湾地域に住所を設けて戸籍を有する者でなければ、なお関連法律の規定を適用しなければならない（出入國及移民法第三条第一号、第五条第一項、第七条の規定を参照）。これは、わが国の国家情勢の特殊性によることである。前述にいわゆる戸籍を設けてある者は、長期居住の意志を有すると推定されではな

らない者ではない。七六年（1987年）に公布された動員戡乱（反乱掃討）時期国家安全法は、戒厳を解除する際に制定されたものである。その第三条第二項第二号は、当時の国家情勢に応じて制定され、動員戡乱（反乱掃討）時期に適用されるものであり、憲法に抵触するものではない。これは、すでに本院釈字第265号解釈において解釈されたことがある。しかし、動員戡乱（反乱掃討）時期および戒厳解除の後においては、国家の法制は、当然次第に常軌の状態に戻らなければならない。立法院は、戒厳および動員戡乱（反乱掃討）時期の終止後の情勢を勘案してすでに出入國及移民法を制定した。同法は八八（1999）年五月二一日に公布され施行された。また、その裁量的権限にもとづき、もっぱら出入国につき制定された法律規定の施行日が決定された。国家安全法は、八一（1992）年に改正された。その第三条第一項は、人民の出入国につきなお広く主務機関の許可を必要とし、国民が台湾地域に住所を設け戸籍を有するか否かを問わず、一律して許可が

なければ入国してはならないとしており、許可を経ずに入国した者に対して、同法第六条第一項の規定により 3 年以下の禁錮、懲役又新台灣元 9 万元以下の罰金に処し又は併罰する。これは、憲法第二三条に規定される比例原則に違反し、いつでも自國に戻ることができるという国民の自由を侵害している。国家安全法における前述の規定は、前述した解釈の趣旨に合致しないため、入出国及移民法の関連規定が施行されたときから適用されないとされなければならない。

本解釈は、劉鐵錚大法官、董翔飛大法官によるそれぞれの反対意見書がある。